

沖縄県政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 16 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、沖縄県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第 1 に、議員にあっては別表第 2 に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 3 条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第 4 条 会派に交付する政務活動費の額は、月額 100,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第 5 条 議員に交付する政務活動費の額は、月額 150,000 円とする。

2 前項の政務活動費は、基準日に在職する議員に対し交付するものとする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第 6 条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は別に定める様式により会派結成届を沖縄県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を速やかに提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第 7 条 議長は、毎年、4 月 1 日現在における前条第 1 項の規定により届出のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、同月 10 日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなけれ

ばならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日(その日が沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、当該月数分の政務活動費を速やかに交付するものとする。
- 3 各四半期の中途において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当選議員に対し交付する。
- 4 各四半期の中途において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費については、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派の代表者は、その上回る額を速やかに知事に返還しなければならない。
- 5 各四半期の中途において、会派が消滅(解散を含む。以下同じ。)したときは、当該会派の代表者は、消滅した日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。
- 6 各四半期の中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

(収支報告書)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、第1号様式又は第2号様式によりその交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第1号様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第2号様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。次条において「証拠書類の写し等」という。)を併せて提出しなければならない。

(電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法による提出)

第10条の2 前条に規定する収支報告書及び証拠書類の写し等(以下「収支報告書等」という。)の提出については、書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出又は電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計

算機と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、書面により提出が行われたものとみなす。

- 2 前項の規定により収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

（政務活動費の返還）

第 11 条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第 12 条 第 10 条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第 13 条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委 任）

第 14 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 31 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 18 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（平成 25 年 3 月 1 日）から施行する。
- 2 改正後の沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の沖縄県政務調査費の交付に関する条例第 5 条の規定による会派の届出は、新条例第 6 条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 26 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第 2（第 2 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第 1 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会派名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入 政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

沖縄県議会議員

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円